

国民年金だより



▼令和2年度国民年金保険料について

令和2年4月から令和3年3月までの国民年金保険料額は、月額16,540円です。

令和2年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく、令和2年度の保険料改定率0.973を乗じることにより、16,540円となりました。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例について

令和2年5月1日から、新型コロナウイルスの感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡単な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

【対象となる方】

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減収したこと。

令和2年2月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること。(それぞれの免除区分について本人・配偶者・世帯主の所得が下記の表の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。)

臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例申請は、とをいずれも満たした方が対象になります。

【対象となる期間】

令和2年2月以降の国民年金保険料が対象となります。

【手続き方法】

申請に必要な書類
国民年金保険料免除・納付猶予申請書
所得の申立書
学生の方が申請に必要な書類
国民年金保険料学生納付特例申請書
所得の申立書
学生証のコピー

申請書と所得の申立書は、住民課戸籍年金医療グループ窓口に用意してあります。また、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) からダウンロードすることができます。

【申請先】

申請に必要な書類とともに、役場または年金事務所へ申請書を提出してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをご利用ください。



免除承認の所得基準	
全額免除	(扶養親族等の数 + 1) × 35 万円 + 22 万円
4 分の 3 免除	78 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	118 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4 分の 1 免除	158 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
免除承認の所得基準 (学生の方) 申請者本人のみ	
118 万円 + 扶養親族等の数 × 38 万円 + 社会保険料控除額等	

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 26-9026

日本年金機構 旭川年金事務所

電話 0166-72-5002